

## － 常 庸 作 業 員 の 安 全 管 理 責 任 に つ い て －

### ・ “常庸作業員” の立場

常庸作業員は、請負工事の作業員とは異なり、その日の作業内容が注文者から受けた指示により決まります。（注文者：元請あるいは上位の請負者）  
つまり、一般の作業員と異なり、作業内容が自分達で決められないと言う事になり  
伴って、作業方法や手順も注文者の主導により従うところとなります。

### ・ 発生する問題

そのために生じる問題として、常庸作業員が注文者からの指示を受けて作業を行っている際に災害が発生すると、その「管理責任」は「注文者」が問われる事になります。これが請負工事の作業員であれば、その会社の「事業主」と「職長」が責任を問われる事になりますが

**“常庸作業”の場合は「注文者」がこの責任を負う事になります。**

※労災保険の適用については常庸であろうとかわりなく適用されます。

また、もうひとつの問題として「**建設工事に作業者を派遣することは違法**」である点があります  
作業人夫だけを現場に送り込んで注文者の指示によって作業をさせる場合は“派遣”になります  
これは**労働者派遣法違反**であり処罰の対象になります。

但し、**常庸作業を受けている班に職長がいて、事業主の代理人として常庸作業者に指示をする**  
場合は違法になりませんので、職種を問わず**職長の選任**を要請します。

職長教育を受けていない班長・リーダー・親方には当社の職長教育を受講させてください。

以上を踏まえて、お願いしたいことは

- ・労働者派遣法違反に抵触しないように、(人工×いくら)の常備契約ではなく  
原則1㎡いくら等の請負契約として下さい
- ・なおかつ職長が常駐しない常備は違法行為ですので、職長を選任すること  
「職長＝事業主の代理人として安全管理を行なう者：有資格業務です」